

実施検討(案)

磐田市公共下水道事業（豊岡処理区） 包括的管理等事業

実施検討（案）

令和 8 年 9 月

磐田市環境水道部上下水道工事課

目 次

第 1 章 事業内容に関する事項	1
1.1 事業名称	1
1.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.3 事業の背景・目的	1
1.4 本事業の対象施設	1
1.5 事業方式	2
1.6 業務の範囲	2
1.7 性能発注の導入方式と具体的な要求水準の考え方	4
1.8 事業期間	4
1.9 事業の費用負担	5
1.10 サービス対価の支払い	5
1.11 改築に関する留意事項	7
1.12 その他の留意事項	7
1.13 実施検討(案)等に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表	7
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項	9
2.1 募集及び選定方法	9
2.2 募集及び選定スケジュール	9
2.3 応募者の資格要件	9
2.4 審査及び選定手続き	11
第 3 章 事業契約等に関する事項	13
3.1 基本協定及び契約の締結	13
3.2 SPC 等の設立	13
3.3 優先交渉権者による事前準備行為	13
3.4 事業契約の締結	13
3.5 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	13
3.6 次点交渉権者との契約交渉	13
3.7 契約に要する費用の負担	14
第 4 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
4.1 リスク分担の基本的な考え方	15
4.2 モニタリング	15
4.3 保険	15
4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	16
第 5 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
第 6 章 その他事業の実施に関し必要な事項	19
6.1 債務負担行為	19
6.2 実施に関して使用する言語及び通貨	19
6.3 応募書類の作成等に係る費用	19

実施検討(案)

6.4 本事業に係る情報の提供方法.....	19
6.5 実施検討(案)の変更.....	19
6.6 提出図書の取扱い.....	19
6.7 特許権等.....	20
6.8 問合せ先.....	20
別紙1 事業スキーム図(例)	21
別紙2 対象施設の数量内訳	23
別紙3 下水道全体計画図	27
別紙4 様式集	33

実施検討(案)

用語の説明

PFI	： 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。（Private Finance Initiative）
SPC	： ある特別の事業を行うために設立された事業会社をいう。PFI では、公募提案する共同企業体（グループ等）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。（Special Purpose Company：特別目的会社）
JV	： 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。（Joint Venture：共同企業体）
水の官民連携 （ウォーター PPP）	： 「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を併せた総称をいう。管理・更新一体マネジメント方式は、水道、工業用水道、下水道について、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式。
応募者	： 本事業に応募する民間事業者をいう。
応募企業	： 応募者のうち、単独で応募する企業をいう。
応募グループ	： 応募者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。
構成企業	： 応募グループを構成する企業等をいう。
代表企業	： 構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。
優先交渉権者	： 市による選定の結果、本事業を委託する相手方として選定した応募企業又は応募グループをいう。
市	： 磐田市のことをいう。
事業者	： 市と本事業の委託契約を締結し、本事業を遂行する単独企業、SPC 又は JV をいう。
巡視	： マンホールのふたは開けずに、管路施設が埋設された地表面の状況、マンホールのふたの状況など管路施設の地上部を観察する業務をいう。
点検	： マンホールのふたを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務をいう。
調査	： 施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
清掃	： 施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	： 対象施設の一部の再建設又は取替えを行うことをいう（ただし、長寿命化対策に該当するものを除く）。

第1章 事業内容に関する事項

1.1 事業名称

磐田市公共下水道事業（豊岡処理区）包括的管理等事業

1.2 公共施設等の管理者の名称

磐田市長 草地 博昭

1.3 事業の背景・目的

磐田市（以下「市」という。）が運営する下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業により構成されており、公共下水道については、磐南処理区と豊岡処理区が位置付けられています。

こうした中、平成 12 年度に供用開始した豊岡処理区において、維持管理や更新をこれまで以上に効率的に行う手法として「水の官民連携」の導入を検討しています。

導入によりこれまで個々に行っていた業務をパッケージ化することに加え、民間の新技术を活用し易くすることにより、事後保全的な維持管理から予防保全型の維持管理を推し進め、効率的・効果的な運営を目指します。また、進行する施設の老朽化や技術職員の減少に対し、官民連携によりこれらの課題を解決していきたいと考えています。

「磐田市公共下水道事業（豊岡処理区）包括的管理等事業」（以下「本事業」という。）は、豊岡処理区における維持管理と改築更新を一体的に推進し、施設状態に応じた計画的な保全を図ることを目的とします。

1.4 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとし、詳細については「別紙 2 対象施設の数量内訳」に示す。

対象処理区 豊岡処理区

対象施設 管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水樹、取付管、マンホールポンプ）
処理場施設（豊岡クリーンセンター）

表 1-1 主な対象施設の概要（管路施設）

対象施設	数量	備考
汚水管きょ	68,914.86m	布設年度：S51；1%、H7～H20；80%、H21～；19% 口径：～100mm；1%、150～200mm；85%、250～700mm；14% 管種：塩ビ系 88%、コンクリート系 10%、DIP1%、その他 1%
マンホール	1,791 箇所	ダミーマンホールを除く
マンホール蓋	1,791 箇所	
取付管	2,481 箇所	
公共樹	2,481 箇所	
マンホールポンプ	15 箇所	

表 1-2 主な対象施設の概要（処理場施設）

名称	豊岡クリーンセンター
供用開始年月	平成 13 年 3 月
位置	静岡県磐田市掛下 1556 番地
敷地面積	23,819m ²
用途地域	市街化調整区域
騒音規制	敷地境界 55dB（昼間）50dB（朝・夕）45dB（夜間）
振動規制	敷地境界 65dB（昼間）55dB（夜間）
悪臭規制	臭気指数規制 18
計画高潮位	無し
最大津波水位	無し
津波浸水深	無し
洪水浸水深	1.0～3.0m
排除方式	分流式
放流先	松木 1 号排水路
処理方式	（汚水）オキシデーションディッチ法 （汚泥）濃縮→脱水→場外搬出
能力	1 日最大汚水量 3 系列 3,300m ³ /日

1.5 事業方式

本事業の事業方式は、下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築について一体的にマネジメントする「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」とする。

- ① 管路施設：管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）
- ② 処理場施設・マンホールポンプ：管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）

なお、処理場施設・マンホールポンプについては、事業開始後 2 年間～3 年間は「更新支援型」でストックマネジメント修繕・改築計画を策定し、それ以降「更新実施型」への移行を考えている。

1.6 業務の範囲

本事業の範囲は、(1)義務事業 1)から 6)に関する業務とし、(2)附帯事業及び(3)任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、要求水準書（案）に示す。なお、事業者は、本事業期間中、(1)義務事業のうち、事業契約で委託禁止業務として定められた業務 (6)統括管理業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。

(1) 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

1) 処理場施設の維持管理業務

- ① 運転管理業務
- ② 調達管理業務
- ③ 産業廃棄物処理業務
- ④ 点検業務
- ⑤ 維持修繕
- ⑥ その他関連業務

2) マンホールポンプの維持管理業務

- ① 運転管理業務
- ② 産業廃棄物処理業務
- ③ 点検業務
- ④ 閉塞など対応作業
- ⑤ 維持修繕（部分更新を含む）
- ⑥ その他関連業務

3) 管路施設の維持管理業務

- ① 点検業務
- ② 調査業務
- ③ 清掃業務
- ④ 産業廃棄物処理業務
- ⑤ 緊急対応作業
- ⑥ 修繕
- ⑦ その他関連業務

4) 計画・設計業務

- ① 磐田市ストックマネジメント計画策定業務（※豊岡処理区相当部分に限る）
- ② 豊岡クリーンセンター機械・電気設備更新実施設計
- ③ マンホールポンプ機械・電気設備更新実施設計（※豊岡処理区相当部分に限る）

5) 改築・更新工事業務

- ④ 改築工事業務（処理場施設）
- ⑤ 改築工事業務（マンホールポンプ（機械設備・電気設備））

6) 統括管理業務

- ① 統括管理業務
- ② セルフモニタリング業務
- ③ その他関連業務

(2) 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用削減、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は任意事業に対し、可能な範囲で協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

1.7 性能発注の導入方式と具体的な要求水準の考え方

本事業では、性能発注を原則とし、管理者である磐田市が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定する。

性能発注により、民間事業者の創意工夫の発揮が実現しやすくなり、サービスの質の向上とコスト削減を同時に達成することを目指す。

1.8 事業期間

(1) 本事業の事業期間

現時点において、事業期間は10年間とし、本事業開始日は令和11年4月1日とする。また、本事業終了日は令和21年3月31日とする。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

(2) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わ

なければならない。なお、事業終了の 2～3 年前頃には、次期事業の検討及び準備等始める予定のため、事業者は事業の引継ぎに必要なものを提供する等市に協力しなければならない。

1.9 事業の費用負担

市は、業務範囲に定めている義務事業に要する費用を負担する。

附帯事業の実施に要する費用の負担については、優先交渉権者が提案した附帯事業の内容を踏まえ、附帯事業の実施を市が承諾した場合は、市と優先交渉権者との協議の上、事業契約において費用の負担者及び負担額を定めるものとする。

なお、任意事業は、独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

1.10 サービス対価の支払い

(1) サービス対価の構成内容

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 1-3 のとおりとする。

サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。

表 1-3 サービス対価の構成

項目	内容
① 処理場施設の維持管理業務	・ 運転管理業務
	・ 調達管理業務
	・ 産業廃棄物処理業務
	・ 点検業務
	・ 維持修繕
	・ その他関連業務
② マンホールポンプの維持管理業務	・ 運転管理業務
	・ 産業廃棄物処理業務
	・ 点検業務
	・ 閉塞など対応作業
	・ 維持修繕（部分更新を含む）
	・ その他関連業務
③ 管路施設の維持管理業務	・ 点検業務
	・ 調査業務
	・ 清掃業務
	・ 産業廃棄物処理業務
	・ 緊急対応作業
	・ 修繕
	・ その他関連業務

表 1-3 サービス対価の構成（2／2）

項目	内容
④計画・設計業務	・磐田市ストックマネジメント計画策定業務（※豊岡処理区相当部分に限る）
	・豊岡クリーンセンター機械・電気設備更新実施設計
	・マンホールポンプ機械・電気設備更新実施設計（※豊岡処理区相当部分に限る）
⑤改築・更新工事業務	・改築工事業務（処理場施設）
	・改築工事業務（マンホールポンプ施設（機械設備・電気設備））
⑥統括管理業務	・統括管理業務
	・セルフモニタリング業務
	・その他関連業務
⑦附帯業務	

(2) サービス対価の改定

1) 物価変動に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、物価が一定範囲を超えて変動する場合、サービス対価の改定を行う。物価変動に伴うサービス対価の改定については事業契約書（案）に示す。

2) 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。

3) その他市が必要と認める場合

上記 1) から 2) までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて本事業の運営上、改定の必要性が発生した場合、市、事業者の双方は、サービス対価の改定について協議を申し入れることができる。

(3) プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みを契約に盛り込むことで、10 年という長期にわたる事業期間中、事業者が技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化に継続的に取り組むインセンティブを付与する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に事業者からの提案を市が受け、契約時に約束された計画や手法等が変更されることとする。具体的には以下のような場合を想定する。

- ・事業期間中に市・事業者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用削減が見込める場合
- ・事業者が市のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、その導入により費用削減が見込める場合

分配（シェア）方法については、市：事業者＝50：50 を基本とする。

1.11 改築に関する留意事項

(1) 改築の実施

事業者は、事業契約に定める対象施設、対象範囲、実施時期及び条件に従い、対象施設の改築を行う。なお、処理場施設及びマンホールポンプについては、事業開始後一定期間は更新支援型として計画策定等を実施し、その後、当該計画及び事業契約に基づき、更新実施型へ移行するものとする。

ただし、市が必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

(2) 改築を行った箇所の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

(3) 改築の対象

対象施設は要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

(4) 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、実施又は協力するものとする。

1.12 その他の留意事項

(1) 近隣自治体との連携や広域化

市は、国の下水道事業における基盤強化方針を踏まえ、将来的に近隣自治体との連携や広域化について検討を行う可能性がある。

本事業の事業者には、当該検討に資する範囲で、業務実施を通じて得られた知見の共有や、協議への協力を求める場合がある。

(2) 職員に向けた研修等の実施

市は、職員の技術向上等を目的に事業者の行う業務に関する研修等を実施する場合がある。本事業の事業者は、市が行う研修等の実施に対して必要な協力を行うものとする。なお、実施する場合は、市と事業者で実施内容等を協議する。

1.13 実施検討(案)に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表

(1) 実施検討(案)に係る説明会の実施

下記に示すとおり、実施検討(案)に係る説明会を実施する。

説明会への参加を希望する者は、様式Ⅰに記入の上、電子メールにて「第6章 6.8 問合せ先」に提出すること。メールの件名は、「【説明会参加申込書】〇〇株式会社」とすること。

日時	令和 8 年 10 月 16 日（金）　　<第一部>14 時 00 分～15 時 00 分 <第二部>15 時 30 分～16 時 30 分 ※原則、第一部で実施するが、参加者数が多い場合は、第二部も実施する。 ※参加時間の希望は受け付けない。
場所	磐田市役所福田支所　3 階　大会議室
当日持ち物	実施検討（案）、名刺等の身分証 ※各資料は、参加者が各自で持参すること。当日の会場での配布は行わない。
説明会申込締切	令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時まで ※申込締切後、参加者に対して、開始時刻の連絡を行う。

(2) 実施検討(案)に関する質問・意見の受付、回答の公表

実施検討(案)の公表後から令和 8 年 10 月 30 日（金）までの間、実施検討等に関する事業者からの質問を受け付ける。

質問の提出方法・様式等については様式Ⅱを参照すること。

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 8 年 12 月頃までに磐田市ホームページにて公表する予定である。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2.2 募集及び選定スケジュール

実施検討の公表後のスケジュールは、概ね表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール

内容	予定時期
募集要項等の公表	令和 10 年 3 月
資料閲覧	令和 10 年 4 月
質問の受付	令和 10 年 4 月
現地確認	令和 10 年 5 月
質問への回答	令和 10 年 6 月
参加資格確認申請書の受付	令和 10 年 6 月
参加資格確認審査結果の通知	令和 10 年 6 月
競争的対話	令和 10 年 7 月
再質問及び追加質問の受付	令和 10 年 7 月
再質問及び追加質問への回答	令和 10 年 7 月
提案審査書類の受付	令和 10 年 7 月
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和 10 年 8 月
優先交渉権者選定、通知	令和 10 年 9 月
基本協定締結	令和 10 年 9 月
事業契約締結	令和 10 年 12 月
引継ぎ業務の実施	事業契約締結日翌日から令和 11 年 3 月 31 日
事業開始	令和 11 年 4 月 1 日

(注) 上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

2.3 応募者の資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、代表企業 1 者を定めることとする。

- ③ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。
- ④ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 応募グループの場合、SPC 又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ⑥ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉権者との基本協定締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、基本協定締結までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑦ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は応募企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

(2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の応募資格

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 静岡県内に主たる営業所または営業所を有する者であること。
- ③ ②の営業所が磐田市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。
- ④ 磐田市の指名停止期間中のものでないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- ⑥ 本事業の事業者選定支援業務事業者、当該事業者の関連会社（事業者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは事業者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。

(3) 各企業の応募資格

応募者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ① 「計画・設計業務」の実施を担う者は、技術士（総合技術管理部門－下水道）もしくは技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- ② 「改築業務」の工事を担う者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

(4) 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

応募者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ① 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が 2.3 の(2)及び(3)の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。
- ② 業務提案書提出日から選定事業者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が 2.3 の(2)及び(3)の応募資格を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。
- ③ 選定事業者決定日から基本協定の締結日までの間に、選定事業者（グループの場合はその構成企業）が 2.3 の(2)及び(3)の応募資格を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、選定事業者は失格とならず、当該選定事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

(5) 参加資格要件の確認日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

2.4 審査及び選定手続き

(1) 委員会の設置

市は、事業者の選定に際して、「優先交渉権者選定委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募者の提案内容の審査を行い、選定候補者を選定する。市は、委員会の選定結果をもとに選定事業者を決定する。

なお、委員会の委員は、選定事業者の決定後に公表する。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、今後公表する募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加する

ことはできない。

(3) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、後日公表する募集要項等に示す。

(4) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(5) 競争的対話の実施（予定）

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う可能性がある。

(6) 審査結果の公表

市は、審査の結果について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

(7) 優先交渉権者選定の取消し

応募者がいない場合又はいずれの応募者の提案も、要求水準の達成、事業の安定性、事業費の妥当性その他の観点から、事業実施が困難であると判断した場合は、市は優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載により公表する。

第3章 事業契約等に関する事項

3.1 基本協定及び契約の締結

市と事業者は、「磐田市公共下水道事業(豊岡処理区)包括的管理等事業基本協定(仮称)」を締結し、協議を経て、「磐田市公共下水道(豊岡処理区)包括的管理等事業契約」を締結する。

3.2 SPC 又は JV の設立

事業者は、基本協定の締結後業務委託契約の締結前までに、必要に応じて SPC 又は JV を設立するものとする。

3.3 SPC を設立する場合の条件

SPC は会社法に定める株式会社とし、本店所在地は静岡県磐田市内とする。

応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、SPC に対して出資することとし、選定事業者以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超える保有割合を維持するものとする。

なお、SPC の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

3.4 優先交渉権者による事前準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎ等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び事業者それぞれの負担とする。

3.5 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書(案)の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書(案)の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

3.6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

3.7 次点交渉権者との契約交渉

市は、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとする。

3.8 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に 分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスク

は、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙4 にリスク分担表として示す。なお、町及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、今後公表する要求水準書（案）及び事業契約書（案）などに詳細を規定する。

4.2 モニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

なお、詳細については、今後公表するモニタリング基本計画書（案）に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、今後公表する要求水準書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

(3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。

市が実施するモニタリングに事業者は立会し、その費用および事業者が実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4.3 保険

事業者は、本事業の実施に伴い生じ得る損害及び賠償責任に備えるため、本事業期間を通じて、第三者賠償責任保険その他必要な保険に加入しなければならない。

また、改築・更新工事その他工事を伴う業務を実施する場合には、建設工事保険その他当該業務に必要な保険を付保しなければならない。

保険の種類、補償内容、保険金額、被保険者、保険期間、保険証券の提出方法その他の詳細については、募集要項等及び事業契約書（案）において定めるものとする。

なお、事業者又は請負若しくは委託を受けた者が、これらと同等以上の補償内容を有する保険に加入している場合その他市が適当と認める場合には、これをもって所定の保険加入に代えることができる。

4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、事業契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者を株式会社形式の SPC として設立した場合、事業者は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」という。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については今後公表する事業契約書（案）に示す。

(1) 事業者事由解除

1) 解除理由

- ① 事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。
- ② 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ① 事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6箇月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ② 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は事業契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

- ① 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

1) 解除又は終了事由

- ① 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

6.1 債務負担行為

本事業は複数年度にわたり実施するものであり、事業期間中の委託費の支払いについては、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定する予定である。なお、当該債務負担行為については、関係議会の議決を経て必要な予算措置を講じるものとする。

6.2 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

6.3 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

6.4 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、磐田市ホームページ等を通じて行うものとする。

＜磐田市ホームページ＞

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/jougesuidou/gedsuidou/1016164/index.html

6.5 実施検討(案)の変更

実施検討(案)は、公表後に事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、市のホームページにて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

6.6 提出図書の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、選定事業者の提案書の一部又は全部を無償で 사용할ことができる。

また、市は、事業者選定結果の公表に必要な範囲で選定事業者以外の応募者の提案書の一部を無償で利用できるものとする。

(2) 提案書の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。なお、選定事業者以外の提案書は、所定の保管期間終了後に市が処分する。

6.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、当該提案を行った応募者が負うものとする。

6.8 問合せ先

問合せについては、メールにてお願いいたします。

磐田市環境水道部上下水道工事課

〒437-1292 静岡県磐田市福田 400

電話 : 0538-58-3281

E-mail : jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

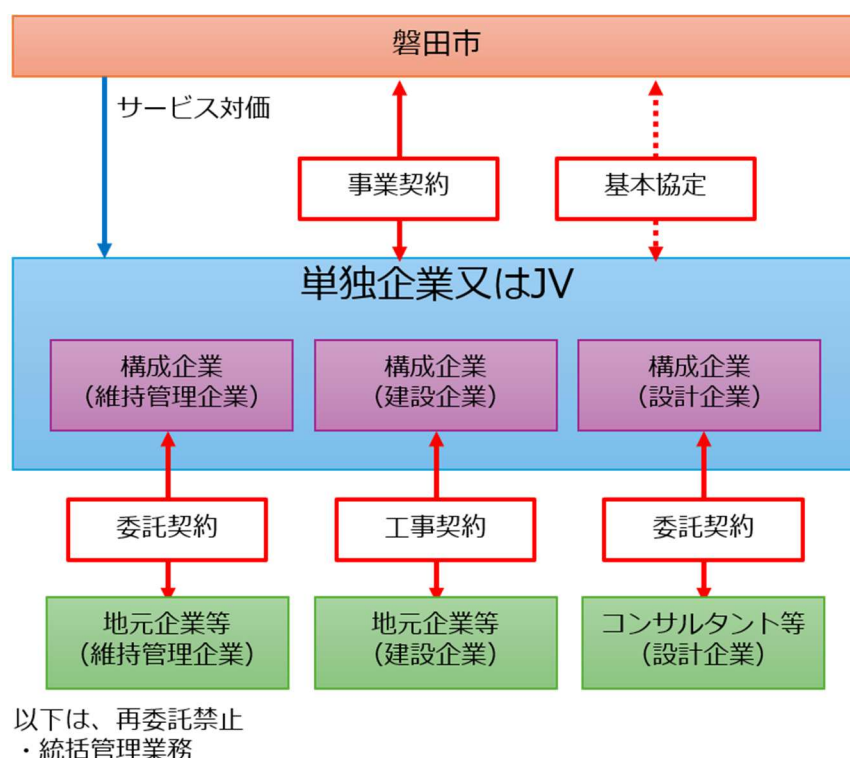
別紙 1 事業スキーム図（例）

本事業は、PFI 法に基づくものであり、事業方式は、更新支援型の要素（更新計画案の作成）を含んだ更新実施型の（更新工事を含めて民間に委ねる）管理・更新一体マネジメント方式とする。

(1) 単独企業又は JV の場合

応募者の構成（単独、グループ）について、単独企業、JV 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は単独企業又は応募グループが組成する JV と事業契約を締結する。
- ② 単独企業又は応募グループの代表企業は、維持管理、計画・設計、改築・更新を実施可能な企業とする。
- ③ 応募グループの場合は、維持管理企業、建設企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 応募グループの場合、代表企業は統括管理業務を行う企業とする。
- ⑤ 単独企業又は JV は、事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。



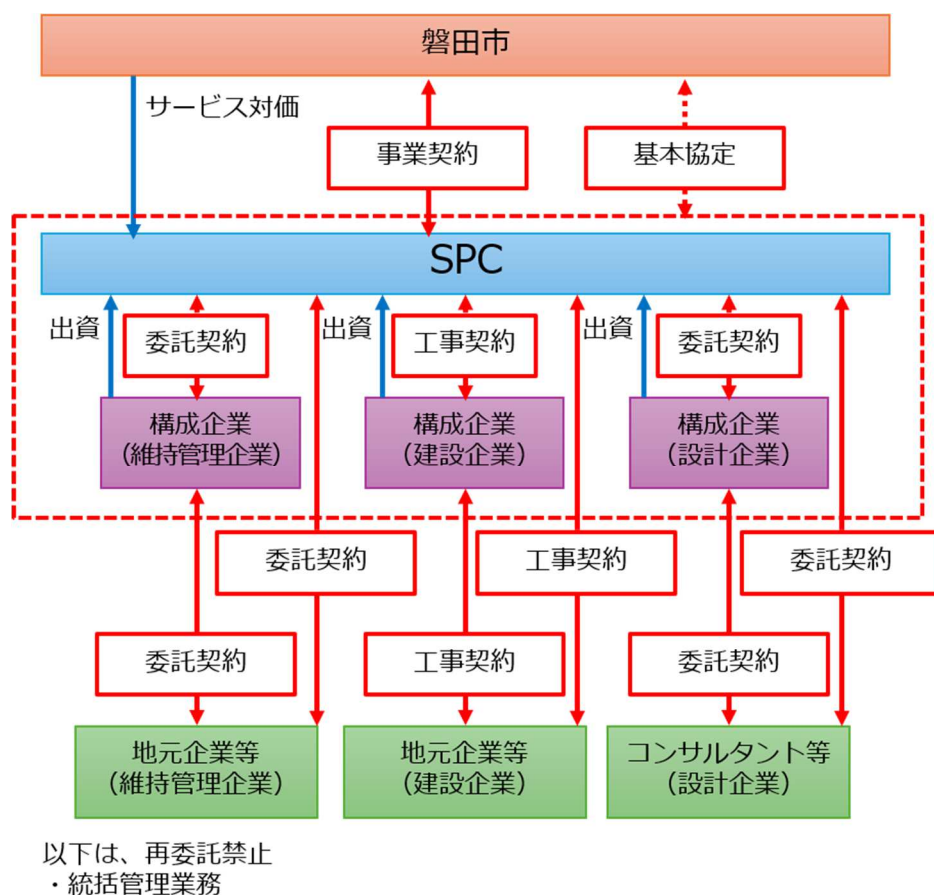
別図 1 事業スキーム図（例）（単独企業又は JV）

(2) SPC の場合

応募者の構成（SPC）について、SPC 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は応募グループが組成する SPC と事業契約を締結する。
- ② 応募グループの代表企業は、維持管理、計画・設計、改築・更新を実施可能な企業とする。

- ③ 応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 代表企業は統括管理業務を行う企業とする。
- ⑤ SPC は、事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。



別図 2 事業スキーム図（例）（SPC）

別紙 2 対象施設の数量内訳

別表 1 管路施設延長

年度		経過年数 (年)	下水道台帳登録延長 (m)			
和暦	西暦		汚水	雨水	合計	累計
S51	1976	49	1,016.50	0.00	1,016.50	1,016.50
H7	1995	30	1,590.68	0.00	1,590.68	2,607.18
H8	1996	29	3,488.25	0.00	3,488.25	6,095.43
H9	1997	28	3,744.00	0.00	3,744.00	9,839.43
H10	1998	27	6,160.46	0.00	6,160.46	15,999.89
H11	1999	26	4,491.12	0.00	4,491.12	20,491.01
H12	2000	25	7,103.29	0.00	7,103.29	27,594.30
H13	2001	24	3,719.67	0.00	3,719.67	31,313.97
H14	2002	23	4,529.90	0.00	4,529.90	35,843.87
H15	2003	22	3,649.50	0.00	3,649.50	39,493.37
H16	2004	21	3,938.31	0.00	3,938.31	43,431.68
H17	2005	20	4,527.20	0.00	4,527.20	47,958.88
H18	2006	19	4,296.02	0.00	4,296.02	52,254.90
H19	2007	18	2,657.91	0.00	2,657.91	54,912.81
H20	2008	17	1,051.11	0.00	1,051.11	55,963.92
H21	2009	16	3,022.51	0.00	3,022.51	58,986.43
H22	2010	15	1,737.83	0.00	1,737.83	60,724.26
H23	2011	14	2,425.78	0.00	2,425.78	63,150.04
H24	2012	13	1,854.06	0.00	1,854.06	65,004.10
H25	2013	12	1,802.49	0.00	1,802.49	66,806.59
H26	2014	11	2,087.77	0.00	2,087.77	68,894.36
H27	2015	10	0.00	0.00	0.00	68,894.36
H28	2016	9	20.50	0.00	20.50	68,914.86
H29	2017	8	0.00	0.00	0.00	68,914.86
H30	2018	7	0.00	0.00	0.00	68,914.86
H31 (R1)	2019	6	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R2	2020	5	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R3	2021	4	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R4	2022	3	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R5	2023	2	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R6	2024	1	0.00	0.00	0.00	68,914.86
R7	2025	0	0.00	0.00	0.00	68,914.86
合計			68,914.86	0.00	68,914.86	68,914.86

別表 2 マンホール・マンホール蓋箇所数

年度		経過年数 (年)	マンホール本体 (箇所)		マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			累計		累計
H7	1995	30	44	44	44	44
H8	1996	29	45	89	45	89
H9	1997	28	113	202	113	202
H10	1998	27	96	298	96	298
H11	1999	26	137	435	137	435
H12	2000	25	103	538	103	538
H13	2001	24	174	712	174	712
H14	2002	23	79	791	79	791
H15	2003	22	101	892	101	892
H16	2004	21	97	989	97	989
H17	2005	20	115	1,104	115	1,104
H18	2006	19	123	1,227	123	1,227
H19	2007	18	110	1,337	110	1,337
H20	2008	17	79	1,416	79	1,416
H21	2009	16	28	1,444	28	1,444
H22	2010	15	89	1,533	89	1,533
H23	2011	14	48	1,581	48	1,581
H24	2012	13	64	1,645	64	1,645
H25	2013	12	54	1,699	54	1,699
H26	2014	11	42	1,741	42	1,741
H27	2015	10	49	1,790	49	1,790
H28	2016	9	0	1,790	0	1,790
H29	2017	8	1	1,791	1	1,791
H30	2018	7	0	1,791	0	1,791
H31 (R1)	2019	6	0	1,791	0	1,791
R2	2020	5	0	1,791	0	1,791
R3	2021	4	0	1,791	0	1,791
R4	2022	3	0	1,791	0	1,791
R5	2023	2	0	1,791	0	1,791
R6	2024	1	0	1,791	0	1,791
R7	2025	0	0	1,791	0	1,791
合計			1,791	1,791	1,791	1,791

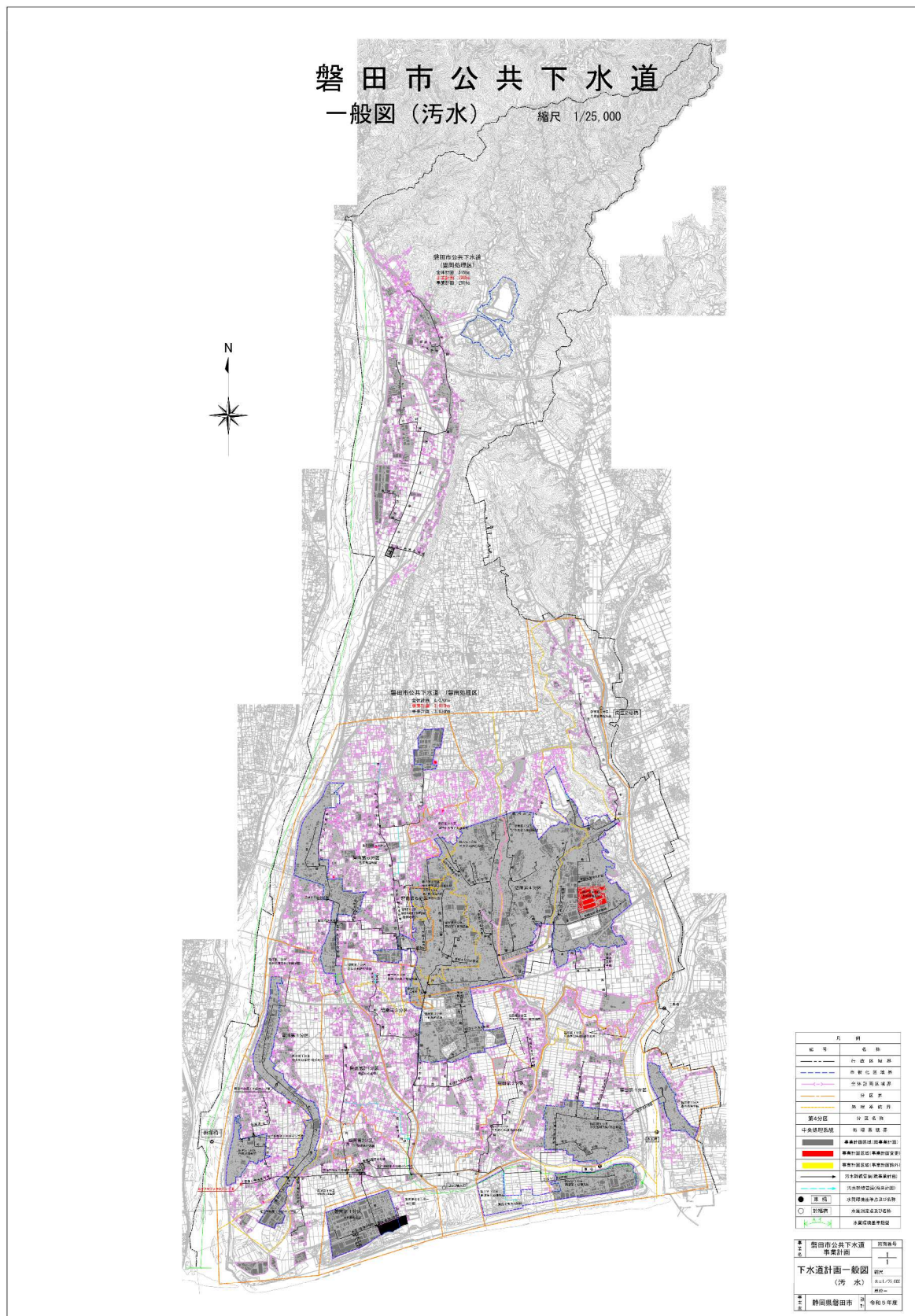
別表 3 取付管・公共柵箇所数

年度		経過年数 (年)	取付管 (箇所)		公共柵 (箇所)	
和暦	西暦			累計		累計
H7	1995	30	16	16	16	16
H8	1996	29	84	100	84	100
H9	1997	28	59	159	59	159
H10	1998	27	130	289	130	289
H11	1999	26	79	368	79	368
H12	2000	25	69	437	69	437
H13	2001	24	68	505	68	505
H14	2002	23	108	613	108	613
H15	2003	22	117	730	117	730
H16	2004	21	108	838	108	838
H17	2005	20	165	1,003	165	1,003
H18	2006	19	112	1,115	112	1,115
H19	2007	18	127	1,242	127	1,242
H20	2008	17	20	1,262	20	1,262
H21	2009	16	131	1,393	131	1,393
H22	2010	15	47	1,440	47	1,440
H23	2011	14	137	1,577	137	1,577
H24	2012	13	89	1,666	89	1,666
H25	2013	12	87	1,753	87	1,753
H26	2014	11	98	1,851	98	1,851
H27	2015	10	119	1,970	119	1,970
H28	2016	9	80	2,050	80	2,050
H29	2017	8	83	2,133	83	2,133
H30	2018	7	49	2,182	49	2,182
H31 (R1)	2019	6	71	2,253	71	2,253
R2	2020	5	50	2,303	50	2,303
R3	2021	4	70	2,373	70	2,373
R4	2022	3	69	2,442	69	2,442
R5	2023	2	15	2,457	15	2,457
R6	2024	1	16	2,473	16	2,473
R7	2025	0	8	2,481	8	2,481
合計			2,481	2,481	2,481	2,481

別表 4 マンホールポンプ一覧

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過年数 (年)	設置箇所	規格	台数 (台)
		和暦	西暦				
1	平松 No. 1	H27	2015	10	平松	φ 80 0.352m ³ /min 10.5m 3.7kW	2
2	平松 No. 2	H26	2014	10	平松	φ 80 0.2m ³ /min 6.0m 1.5kW	2
3	下神増 No. 1	H28	2016	9	下神増	φ 80 0.16m ³ /min 6.0m 1.5kW	2
4	松木 No. 1	R4	2022	3	松ノ木島	φ 80 0.56m ³ /min 4.1m 1.5kW	1
		H29	2017	8	松ノ木島	φ 80 0.56m ³ /min 4.1m 1.5kW	1
5	神増 No. 1	H16	2004	21	神増	φ 80 0.16m ³ /min 4.2m 1.5kW	2
6	第 1 号汚水 幹線	R4	2022	3	上神増	φ 150 2.6m ³ /min 11m 11kW	1
		H16	2004	21	上神増	φ 150 2.6m ³ /min 11m 11kW	1
7	壺貫地	H17	2005	19	壺貫地	φ 100 1.02m ³ /min 5.7m 3.7kW	2
8	合代島 No. 1	H22	2010	14	合代島	φ 150 1.8m ³ /min 9.5m 5.5kW	2
9	合代島 No. 2	H22	2010	14	合代島	φ 50 0.19m ³ /min 5.2m 0.75kW	2
10	上神増	H22	2010	14	上神増	φ 50 0.16m ³ /min 5.7m 0.75kW	2
11	新開北	H22	2010	14	新開	φ 80 0.29m ³ /min 6.4m 1.5kW	2
12	太郎馬	H28	2016	9	新開	φ 65 0.12m ³ /min 4.1m 0.75kW	2
13	田川	R1	2019	6	新開	φ 65 0.44m ³ /min 3.4m 0.75kW	2
14	本村南	R2	2020	5	上野部	φ 65 0.29m ³ /min 5.8m 0.75kW	2
15	本村北	R3	2021	4	上野部	φ 65 0.12m ³ /min 3.5m 0.75kW	2

別紙 3 下水道全体計画図



別図 3 下水道事業計画図 (汚水)

別紙4 リスク分担（概略案）

別表 5 リスク分担（1 / 5）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	法令・制度 変更	事業に直接関係する 法令等の変更	本事業に直接関係する法令、条 例、基準等の新設又は変更	○	
		広く一般に適用され る法令等の変更	事業者一般に適用される法令、規 則、労働・環境基準等の新設又は 変更		○
	税制変更	契約対価に係る消費 税等の変更	契約対価に直接影響する消費税 率及び地方消費税率等の変更	○	
		法人税等の一般的な 税制度の変更	法人税、事業税その他事業者の利 益・所得等に係る税制度の変更		○
	許認可	発注者が取得する許 認可の取得・遅延	発注者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延	○	
		事業者が取得する許 認可の取得・遅延	事業者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延		○
	契約手続・ 契約変更	発注者の事由による 契約締結・手続の遅延	議会不承認、発注手続の延期その 他発注者の事由による契約未締 結又は遅延	○	
		事業者の事由による 契約締結・手続の遅延	必要書類の不備、辞退その他事業 者の事由による契約未締結又は 遅延		○
		発注者の事由による 契約変更・解除	発注者の指示、行政判断その他発 注者の帰責による契約変更又は 解除	○	
		事業者の事由による 契約変更・解除	債務不履行その他事業者の帰責 による契約変更又は解除		○
	物価変動	基準幅以内の物価変 動	契約で定める改定基準幅以内の 資材、薬品、電力等の価格変動		○
		基準幅を超える物価 変動	契約で定める改定基準幅を超え る著しい価格変動	○	○
	人件費変動	基準幅以内の人件費 変動	契約で定める改定基準幅以内の 最低賃金、労務単価等の変動		○
		基準幅を超える人件 費変動	最低賃金、公共工事設計労務単価 等の著しい変動	○	○

※管理者、事業者双方に「○」がついているものについては、事業期間中に、都度協議により決定する。

別表 5 リスク分担（2／5）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	金利変動	資金調達金利の変動	事業者の資金調達に係る金利の変動		○
	不可抗力	一定の負担限度内の不可抗力	契約で定める負担限度額又は割合までの不可抗力による損害		○
		負担限度を超える不可抗力	負担限度を超える地震、洪水、暴動その他の不可抗力による損害・中止	○	
	第三者損害	発注者の事由による第三者損害	発注者の指示、提供資料又は施設の瑕疵等に起因する第三者損害	○	
		事業者の事由による第三者損害	事業者の業務実施、管理不備又は従業員等に起因する第三者損害		○
	住民対応・訴訟	行政判断・事業自体に関する住民対応	行政施策、事業実施の決定又は発注者の指示に対する反対、苦情及び訴訟	○	
		業務実施に起因する住民対応	事業者の業務方法、従業員又は再委託先に起因する苦情及び訴訟		○
	事故・労働災害	発注者の事由による事故・施設損壊	発注者の指示又は提供施設の瑕疵等に起因する事故、火災及び施設損壊	○	
		事業者の事由による労災・事故・施設損壊	事業者の安全管理、操作又は施工の不備に起因する労働災害、事故及び損壊		○
	環境	既存施設・行政判断等に起因する環境影響	既存施設の状態、発注者の指示等に起因する水質汚濁、騒音、振動及び悪臭	○	
		事業者の業務に起因する環境影響	事業者の運転、施工又は管理不備に起因する汚染、騒音、振動及び悪臭		○
	情報管理	発注者提供情報・システムの瑕疵	発注者が提供した情報又はシステム自体の瑕疵に起因する損害	○	
		事業者の情報管理に起因する漏えい	事業者の管理、操作又はセキュリティ対策の不備による個人情報等の漏えい		○

※管理者、事業者双方に「○」がついているものについては、事業期間中に、都度協議により決定する。

別表 5 リスク分担 (3/5)

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	保険	指定保険への加入・免責負担	契約で指定する保険への加入、保険料及び事業者帰責の免責額・対象外損害		○
		保険対象外の発注者帰責損害	保険対象外の損害のうち発注者の帰責により生じるもの	○	
施設・運転管理	既存施設状態	既存施設の不具合等	基準日前から存在していた、施設の不具合又は劣化	○	
		事業者の管理不備	事業開始後の管理不備		○
	施設損傷・盗難	事業者の管理不備による施設損傷・盗難	事業者の管理不備に起因する施設損傷、盗難又は物品の紛失		○
		管理不備によらない施設損傷・盗難	第三者行為その他事業者の管理不備によらない施設損傷又は盗難	○	
	要求水準未達	事業者の帰責による要求水準未達	事業者の運転、維持管理その他の不備に起因する要求水準の未達		○
		外的要因による要求水準未達	発注者の指示、既存施設の潜在的瑕疵又は計画外条件等による要求水準未達	○	○
	流入条件変動	計画範囲内の流入水量・水質変動	契約で定める計画範囲内の流入水量及び流入水質の変動		○
		計画範囲を超える流入水量・水質変動	契約で定める基準値を超える流入水量又は流入水質の変動	○	○
	修繕	既存施設の潜在不具合・発注者指示による修繕	既存施設の潜在的な不具合又は発注者の指示に起因する修繕費	○	
		事業者の管理不備・上限額内の修繕	事業者の管理不備に起因する修繕又は契約上の上限額内の修繕		○
		上限額を超える・原因不明の突発修繕	修繕上限額を超える突発修繕又は原因を特定できない修繕	○	○
	ユーティリティ変動	基準量内・運転管理に起因する使用量変動	基準量内の電力、薬品、燃料使用量及び事業者の運転管理に起因する超過		○

※管理者、事業者双方に「○」がついているものについては、事業期間中に、都度協議により決定する。

別表 5 リスク分担 (4/5)

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運 転管理	ユーティリ ティ変動	外部条件・発注者指示 による基準量超過	外部条件又は発注者の指示によ り基準量を超過したユーティリ ティ使用量	○	○
	廃棄物処理	法令上の排出者責任・ 既存状態に起因する もの	法令上発注者に帰属する排出者 責任及び既存状態等に起因する 廃棄物	○	
		事業者の業務に起因 する処理量増加・不適 正処理	事業者の運転・施工に起因する廃 棄物量の増加又は不適正処理		○
事 業 運 営	業務量・需 要変動	基準数量内の通常の 業務量・需要変動	契約で定める基準数量の範囲内 における受付件数、対象数量等の 変動		○
		基準数量を超える大 幅な業務量・需要変動	基準数量を超える大幅な業務量 又は需要の変動	○	○
	技術革新・ 陳腐化	発注者の指示による 新技術導入・仕様変更	発注者が指示する新技術の導入 又は仕様変更	○	
		事業者の提案による 新技術導入・陳腐化対 応	事業者の提案・判断による新技術 導入又は技術の陳腐化への対応		○
	再委託先・ 構成企業	再委託先の履行不良・ 構成企業の変更	再委託先の履行不良、倒産又は構 成企業の変更		○
	引継ぎ	発注者による既存資 料・情報の提供	開始時及び終了時の引継ぎに必 要な既存資料・情報の不足又は提 供遅延	○	
		事業者による引継ぎ 計画・習熟・作業	引継ぎ計画、要員確保、習熟及び 引継ぎ作業の不足又は遅延		○
	事業計画・ 業務範囲変 更	行政判断・発注者指示 による変更	行政判断又は発注者の指示によ る事業計画、用途又は業務範囲の 変更	○	
		事業者の提案・都合に よる変更	事業者の提案又は都合に起因す る事業計画・業務範囲の変更		○
	事業者の財 務・履行不 能	事業者の破綻・履行不 能	事業者の経営悪化、倒産、業務放 棄又は履行不能		○

※管理者、事業者双方に「○」がついているものについては、事業期間中に、都度協議により決定する。

別表 5 リスク分担（5／5）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
事業運営	公租公課・費用負担	発注者の制度変更・指示等に係る費用	発注者の制度変更・指示又は発注者が負担すべき公租公課、手数料及び経費	○	
		事業者の事業遂行に通常伴う費用	事業者の所得、事業遂行等に通常伴う公租公課、手数料及び経費		○

※管理者、事業者双方に「○」がついているものについては、事業期間中に、都度協議により決定する。

別紙5 様式集

様式 I

令和 8 年 月 日

磐田市公共下水道事業（豊岡処理区）包括的管理等事業に係る説明会

参加申込書

事業者名		ふりがな
住 所		〒
参加人数		名
参加者 連絡窓口	部署・役職	
	氏 名	ふりがな
	E-mail	
	TEL	
参加者	部署・役職	
	氏 名	
	E-mail	
	TEL	
説明会参加事業者名の ホームページへの公表		(希望する ☐ 希望しない ☐)

※1：参加人数は、1事業者につき3名までとしてください。

※2：説明会の当日、受付にて参加申込書に記入している参加者と一致していることを確認するため、
名刺等の身分証を持参してください。

※3：説明会に参加した「事業者名、住所、電話番号（以下情報という）」について、公表を希望する事業者が多数の場合は、公表を希望した事業者の情報を市ホームページにて公表することを考えています。

磐田市公共下水道事業（豊岡処理区）包括的管理等事業に係る質問書

事業者名			
住所			
担当者所属部署・役職		TEL	
担当者氏名		E-mail	

※記載上の注意

- ・ 回答の記載は、別途エクセルの様式2をダウンロードし、記載すること。
- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 記入する欄が足りない場合は、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外でセルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 本様式は、電子メールのファイル添付にて実施検討に示す連絡先に提出すること。
メールの件名は、「【水の官民連携】〇〇株式会社」とすること。
- ・ 質問及び質問に対する回答は、磐田市ホームページにおいて公表する。

	資料名	頁	項目				質問事項
記載例	実施検討	9	第3章	3.3	(1)		「実施検討 ●頁 第●章 ●(●) ●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に質問事項を記入してください。

	資料名	頁	項目				質問事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							